

# 里親制度

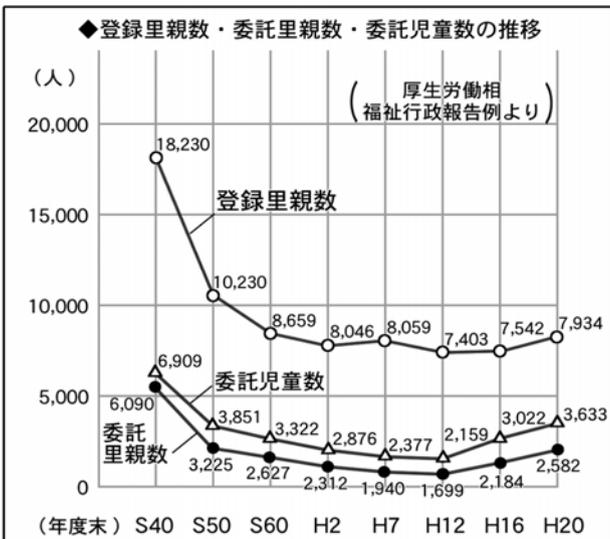
## 里親制度とは

様々な事情により家庭で生活できなくなった子どもたちを、乳児院や児童養護施設ではなく、自らの家庭に迎えて養育していくのが**里親**である。

**里親制度**は昭和 23 年施行の**児童福祉法**に基づいて設けられた制度で、平成 17 年に改正された同法第 6 条の 3 では「里親とは、保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(要保護児童)を養育することを希望する者であって、都道府県知事(指定都市においては市長)が適当と認める者をいう」と定められている。

つまり、要保護児童の養育を、都道府県(指定都市・児童相談所設置市を含む)が里親に委託する制度が里親制度である。

子どもが健全に成長するためには、できる限り家庭的な環境の中で養育されることが必要である。特に、虐待など家庭での養育に欠ける子どもを非行に走らせることなく、温かい愛情と正しい理解のある家庭の中で養育する里親制度は極めて有意義な制度であり、その拡充が求められている。



## 里親の種類

里親には、次の4つの種類がある。平成 14 年の厚生労働省令で、親族里親と専門里親が新たに創設された。

**養育里親** 実親が育てられるようになるまでの一定の期間、あるいは子どもが社会的に自立できるようになるまで、育てる里親。将来にわたって親が養育していくことが難しく、養子縁組が望まれる子どもの場合は、養子縁組を前提とし、養子縁組完了まで、養育里親として養育する。

**短期里親** 1年以内の期間を定めて養育する里親(必要と認められるときは期間を更新できる。)

**専門里親** 2年以内の期間を定めて、虐待を受けた経験があるなどの子どもで家庭的な援助を必要とする子どもを養育する里親。(必要と認められるときは期間を更新できる。)里親として3年以上の養育を経験があるか、児童福祉事業に3年間以上従事し、専門里親研修を修了することが必要。

**親族里親** 両親や現に子どもを育てていた者が、死亡、行方不明などの事情により、養育できなくなった場合、その子どもの三親等内の親族が養育する里親。

里親の登録窓口は各都道府県の**児童相談所**で、社会福祉審議会で里親として適当と判断されると認定される。里子を委託された里親には、生活費、里親手当のほか、学校教育費、里子の医療費などが公費として支給される。親族里親には里親手当はない。養子縁組をした場合は、里子委託は解除され、公費支給も打ち切られる。

### ●財団法人 全国里親会の活動

〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857

(TEL) 03-3404-2024

- ・全国里親大会の開催
- ・全国8地区別里親研修会の開催
- ・里親会機関紙「里親だより」の発行
- ・里親促進事業の実施
- ・里親賠償責任保険の実施

などを通して里親制度の普及活動をしている。

各都道府県・指定都市里親会(64里親会)が実質的に支部的機能を果たしている。